

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化していることを踏まえた対応として、国において実施される新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を、本市において速やかに給付できるように検討しておりますので、報告いたします。

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活困窮世帯の自立支援等を図るため、支援金を給付する。

2 給付対象者等

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない者（総合支援資金の再貸付が令和3年8月までに終了する者等）で、以下のすべての要件を満たす者

収入：世帯の収入額が次の と の合計以下

市民税の均等割が非課税となる収入額の1/12

生活保護の住宅扶助基準額

資産：世帯の預貯金が収入要件 の6倍以下（ただし、100万円以下）

求職等：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

3 給付額等

(1) 給付額（月額）

単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

(2) 給付期間：3か月

(3) 申請開始：令和3年6月28日予定

(4) 申請期限：令和3年8月31日

4 補助率

事務費を含めて、全額国庫負担（10/10）